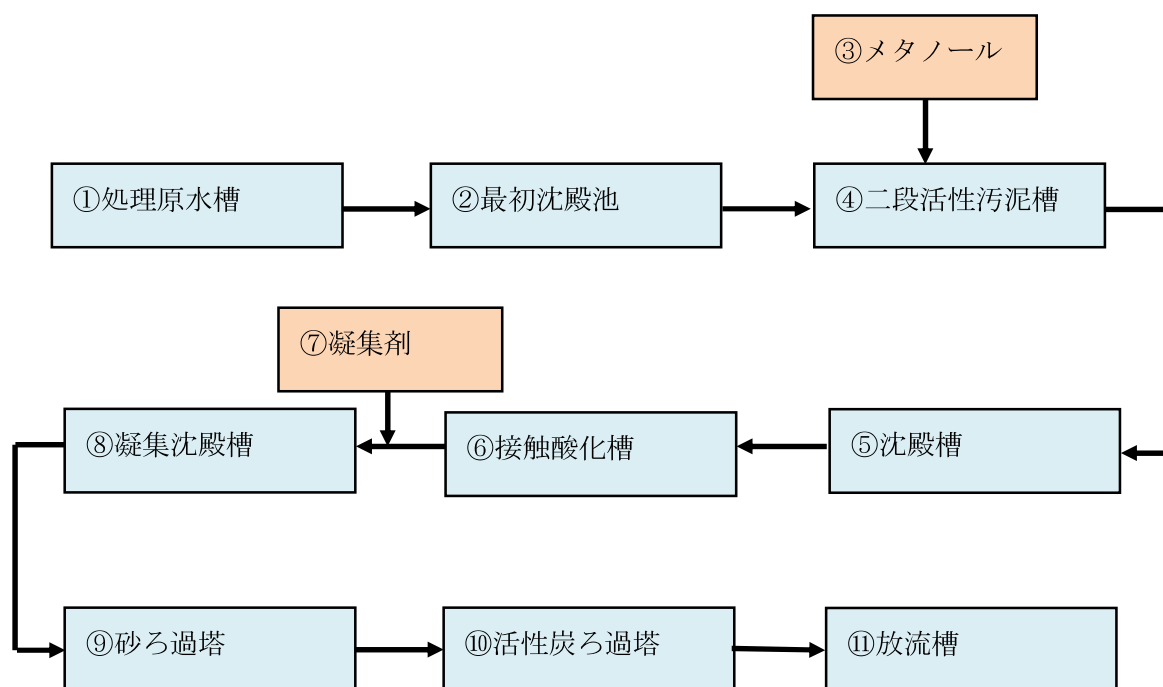


(参考)

排水の処理方法

廃棄物焼却施設からの排水はありませんが、北エリアに設置する汚泥乾燥施設排水及び洗車場の排水は、既設の排水処理施設で処理します。

排水の処理方法は次のとおりです。



①各施設からの排水は原水槽に一旦貯留し、濃度を均一化します。

②最初沈殿池で浮遊物質を沈降処理します。

③脱窒のためのメタノールを二段活性汚泥槽の嫌気槽に添加します。

④嫌気槽好気槽により有機物を分解するとともに、窒素分を脱窒処理します。

⑤汚泥を分離します。

⑥接触材により、有機物を分解します。

⑦浮遊物質のフロックを生成するため、凝集剤を添加します。

⑧大きなフロックとなった浮遊物質を沈降処理します。

⑨排水を砂層でろ過し、浮遊物質を処理します。

⑩排水を活性炭でろ過し、窒素化合物等を吸着処理します。

別紙 4

排ガスの性状等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

項目	単位	法令基準	維持管理計画値
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.04
硫黄酸化物	ppm	k値1.75	17 (k値0.24相当)
	m ³ N/h	2.94	0.88
窒素酸化物	ppm	250	180
塩化水素	mg/m ³ N	700	210
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	0.1

(注) ばいじん、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類の数値はO₂ 12%換算値

排ガスの測定頻度

項目	測定頻度
ばいじん	2月に1回
硫黄酸化物	2月に1回
窒素酸化物	2月に1回
塩化水素	2月に1回
ダイオキシン類	1年に1回

東浦総合リサイクルプラント整備事業に係る
生活環境影響調査書

平成 28 年 3 月

オオブユニティ株式会社

c. 予測条件

(a) 煙突排ガスの排出条件

煙突排ガスの排出条件は、表 4-1-20 のとおりである。

表 4-1-20 煙突排ガスの排出条件

項目	単位	焼却施設計画値	
焼却量	t/日	130	
稼働日数	日/年	320	
煙突高さ	m	40	
排ガス量(湿り)	m ³ _N /h	59,417	
排ガス量(乾き)	m ³ _N /h	51,235	
排ガス温度	℃	174	
排ガス速度	m/s	17.5	
大気汚染物質 濃度 (O ₂ =12%)	硫黄酸化物	ppm	58
	窒素酸化物	ppm	180
	ばいじん	g/m ³ _N	0.04
	塩化水素	mg/m ³ _N	210
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.1
大気汚染物質 排出量	硫黄酸化物	m ³ _N /h	2.94
	窒素酸化物	m ³ _N /h	9.22
	ばいじん	kg/h	2.05
	塩化水素	m ³ _N /h	6.61
	ダイオキシン類	μg-TEQ/h	5.12

(b) 気象条件

風向・風速、大気安定度は、事業予定地における通年の地上気象現地調査結果を用いた。風向は16方位とし、風速は表 4-1-21 に示す風速階級に区分した。

表 4-1-21 風速階級区分と代表風速

風速階級区分 (m/s)	無風	弱風	有風					
	0.0~0.4	0.5~0.9	1.0~1.9	2.0~2.9	3.0~3.9	4.0~5.9	6.0~7.9	8.0~
代表風速(m/s)	0.0	0.7	1.5	2.5	3.5	4.9	6.9	10.0

風速については、地上 10m で観測した風速を次に示すべき乗則により煙突高さ (40m) の風速に補正して用いた。

$$u = u_0(z/z_0)^p$$

[記号]

- u : 排出源高さの風速(m/s)
- u₀ : 基準高さz₀(=10m)の風速(m/s)
- z : 排出源高さ(m)
- p : べき指数

大気安定度	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G
べき指数	0.10	0.15	0.15	0.20	0.20	0.25	0.25	0.25	0.30	0.30

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(公害研究対策センター、平成12年)

② 短期平均濃度（1時間値）

煙突排ガスの排出による二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び塩化水素の最大着地濃度地点における短期平均濃度（1時間値）は、表 4-1-28 のとおりである。また、風下方向の地上濃度分布図は図 4-1-7 のとおりである。

予測結果によると、上層逆転（リッド）発生時においてばい煙の排出による影響は最大となる。

表 4-1-28 煙突排ガスの予測結果（1時間値）

条 件	予測項目	煙突 排ガス 寄与濃度 (A)	バックグ ラウンド 濃度 (B)	将来予測 濃度 (A+B)	気象条件		有効 煙突高 (m)	出現 距離 (m)
					大 気 安定度	風速 (m/s)		
大気 安定度 不安定時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00301	0.010	0.01301	A	1.0	194	620
	二酸化窒素 (ppm)	0.00161	0.062	0.06361				640
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00210	0.095	0.09710				620
	塩化水素 (ppm)	0.00676	0.002	0.00876				620
上層逆転 (リッド) 発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00649	0.010	0.01649	A	1.0	194	660
	二酸化窒素 (ppm)	0.00360	0.062	0.06560				710
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00452	0.095	0.09952				660
	塩化水素 (ppm)	0.01458	0.002	0.01658				660
接地 逆転層 崩壊時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00609	0.010	0.01609	D	1.4	162	1,240
	二酸化窒素 (ppm)	0.00322	0.062	0.06522				1,240
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00425	0.095	0.09925				1,240
	塩化水素 (ppm)	0.01369	0.002	0.01569				1,240
ダウンウ ォッシュ・ ダ ウンドラフ ト発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00264	0.010	0.01264	D	11.7	40	850
	二酸化窒素 (ppm)	0.00113	0.062	0.06313				940
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00184	0.095	0.09684				850
	塩化水素 (ppm)	0.00593	0.002	0.00793				850

注：1. バックグラウンド濃度は、現地調査結果（4季1地点）の1時間値の最大値を用いた。

2. 風速は、煙突頂部の風速を示す。

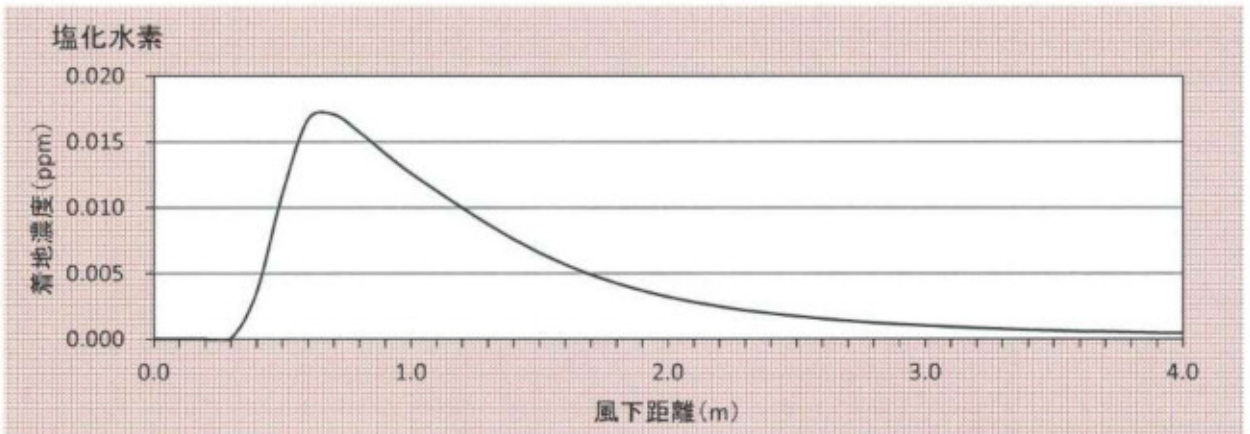
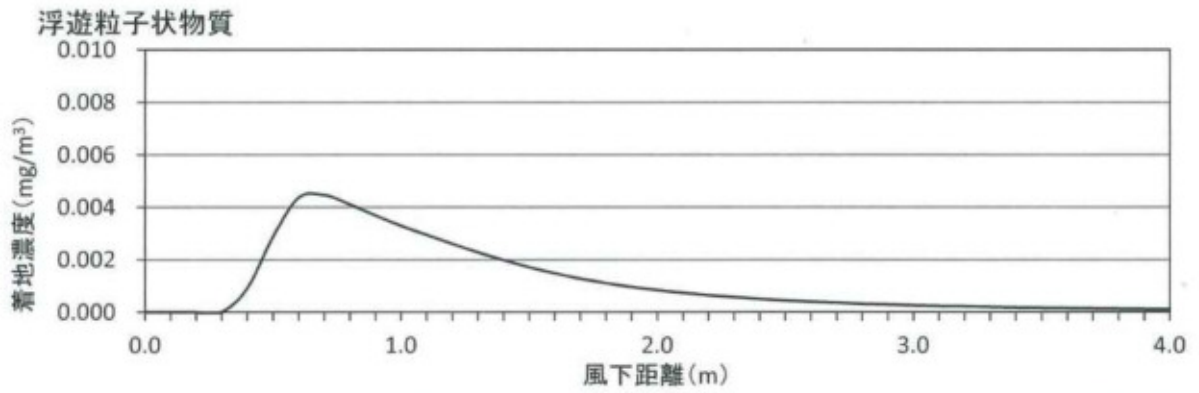
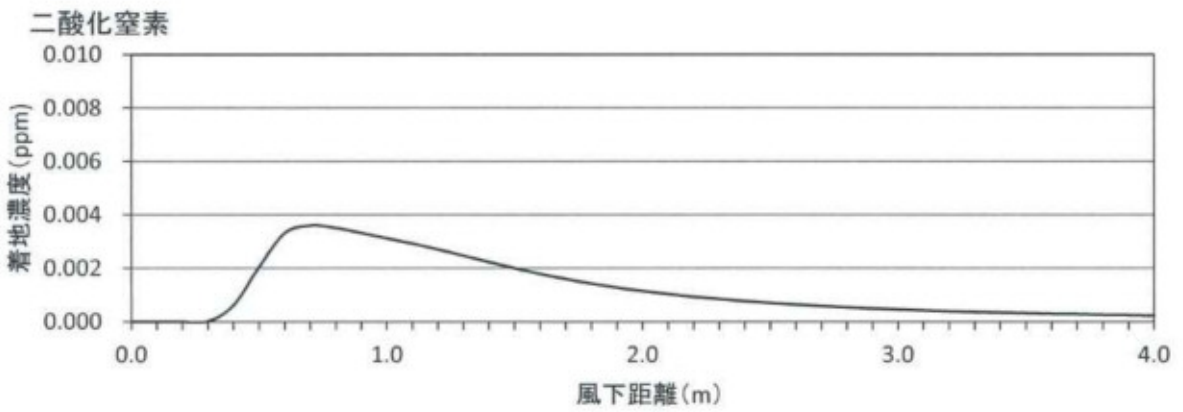
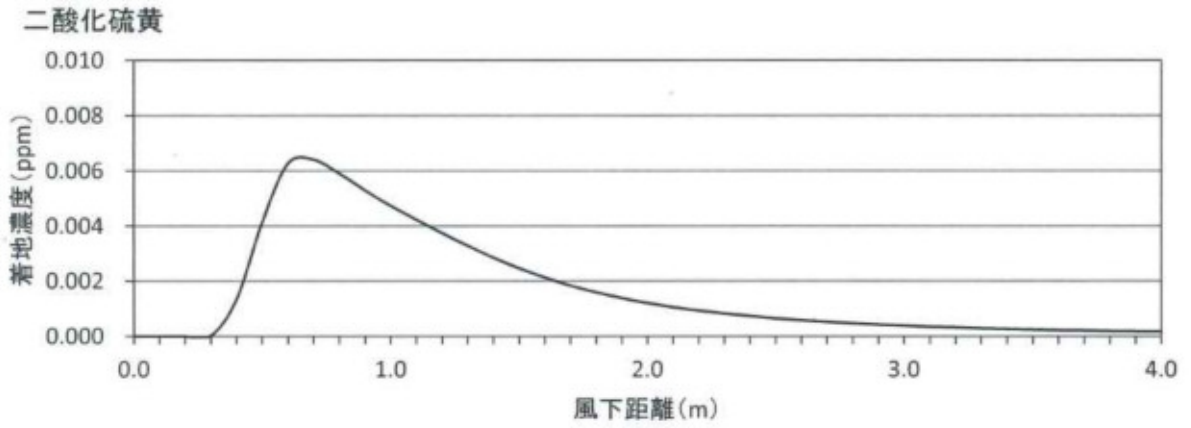


図 4-1-7 (2) 上層逆転 (リッド) 発生時の煙突排ガスの予測結果 (1 時間値)

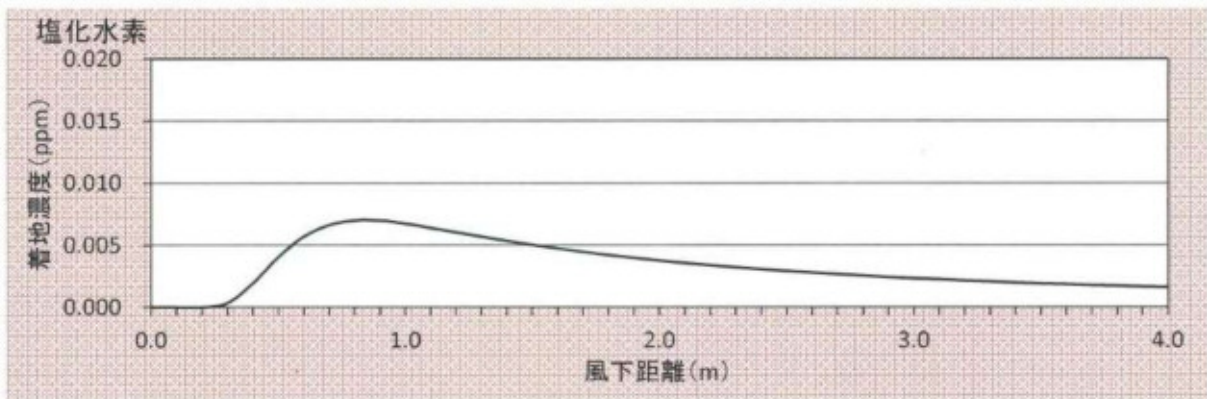
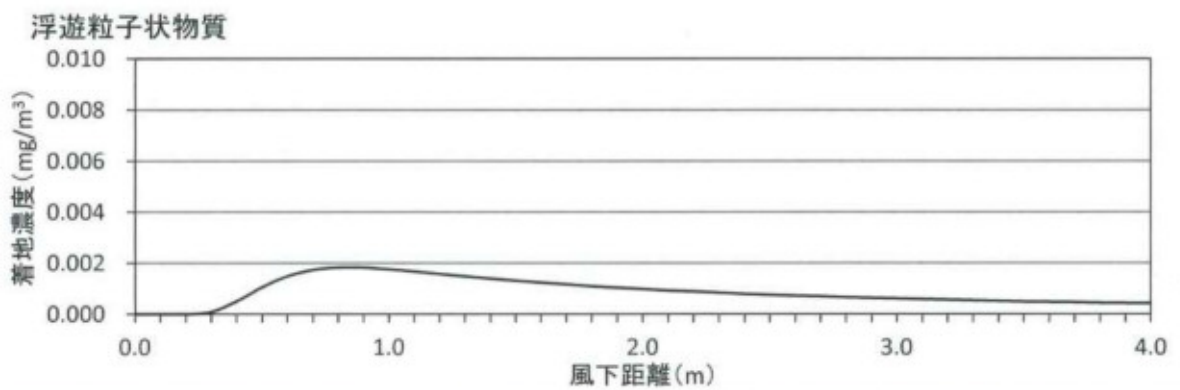
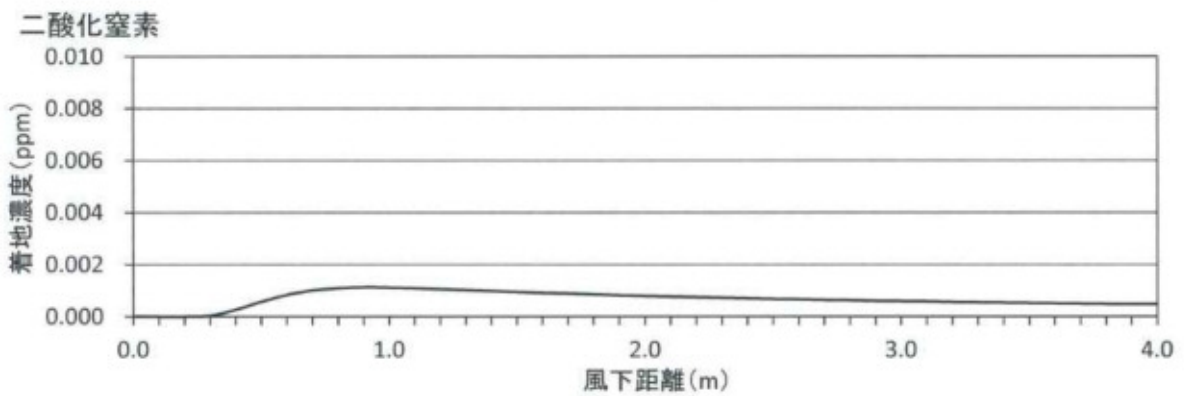
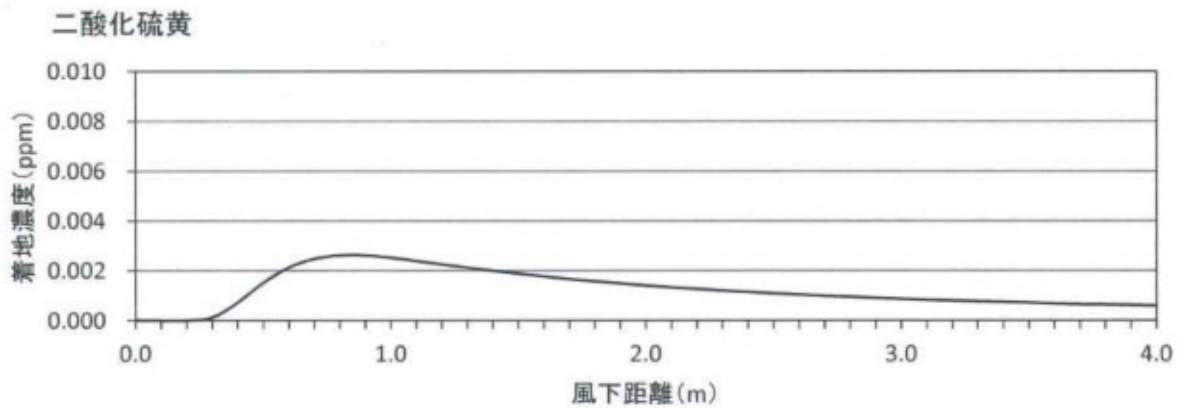


図 4-1-7 (3) ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の煙突排ガスの予測結果 (1 時間値)

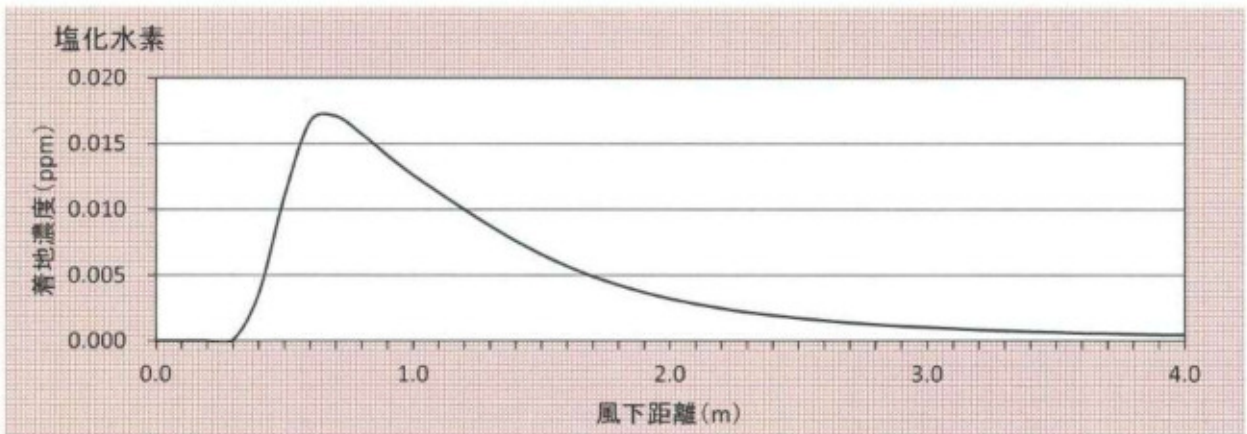
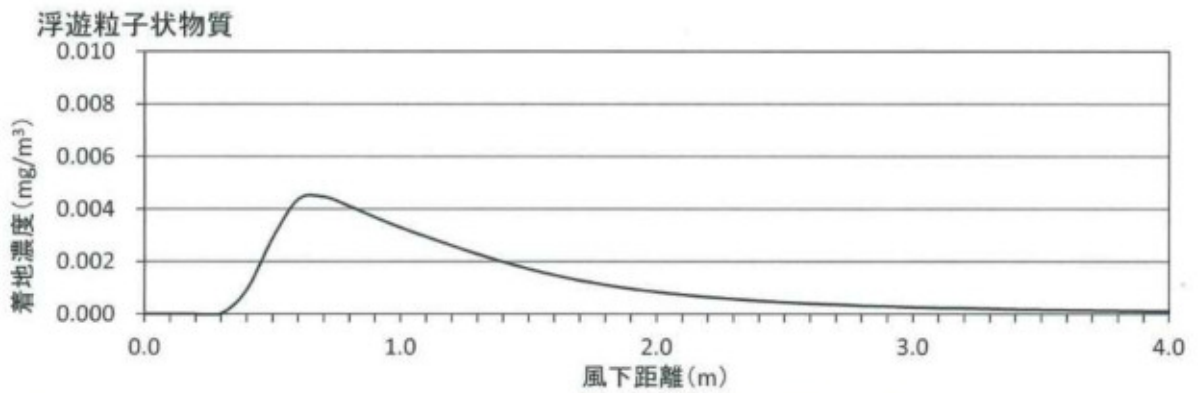
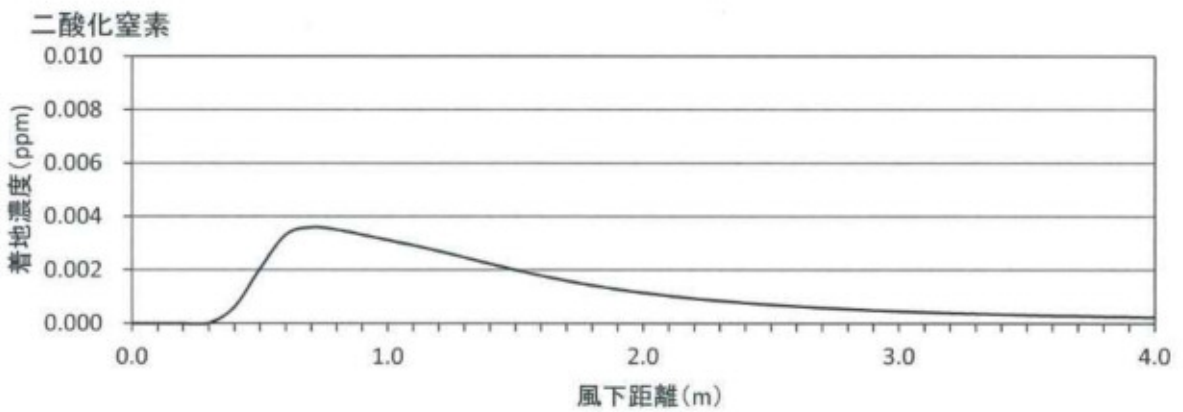
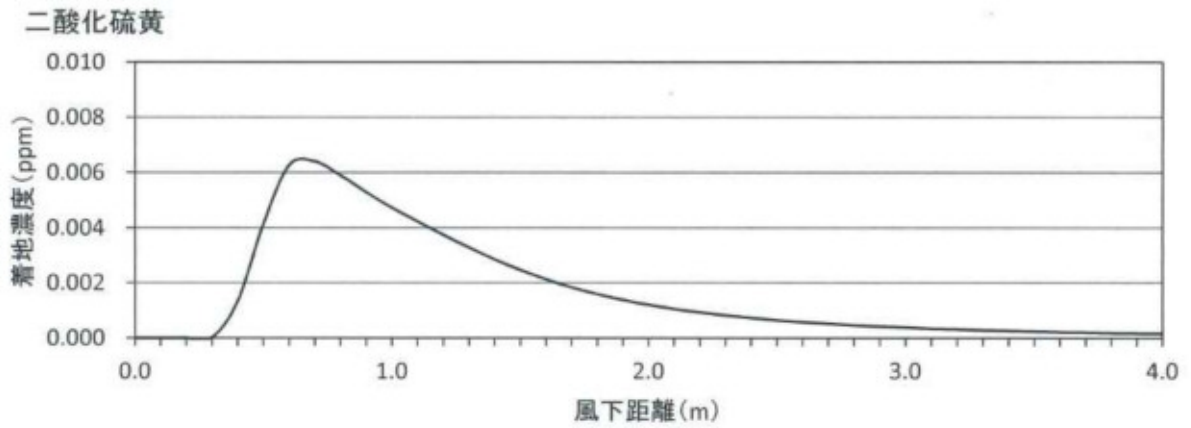


図 4-1-7 (2) 上層逆転 (リッド) 発生時の煙突排ガスの予測結果 (1 時間値)

ウ 廃棄物運搬車両の走行

a 予測対象時期

施設の稼働と廃棄物の運搬が定常の状態に達した時期とした。

b 予測項目

廃棄物運搬車両の走行による排出ガスに伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とした。

c 予測方法

① 予測地点

事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの1地点（一般国道366号：大府市横根地内）とした（図4-1-1（p4-54）参照）。

② 予測手法

a. 予測手順

「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所独立行政法人 土木研究所、平成25年）に示されるパフ式を用いた数値計算により、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の1時間値を予測した。

廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の予測手順は、図4-1-8のとおりである。

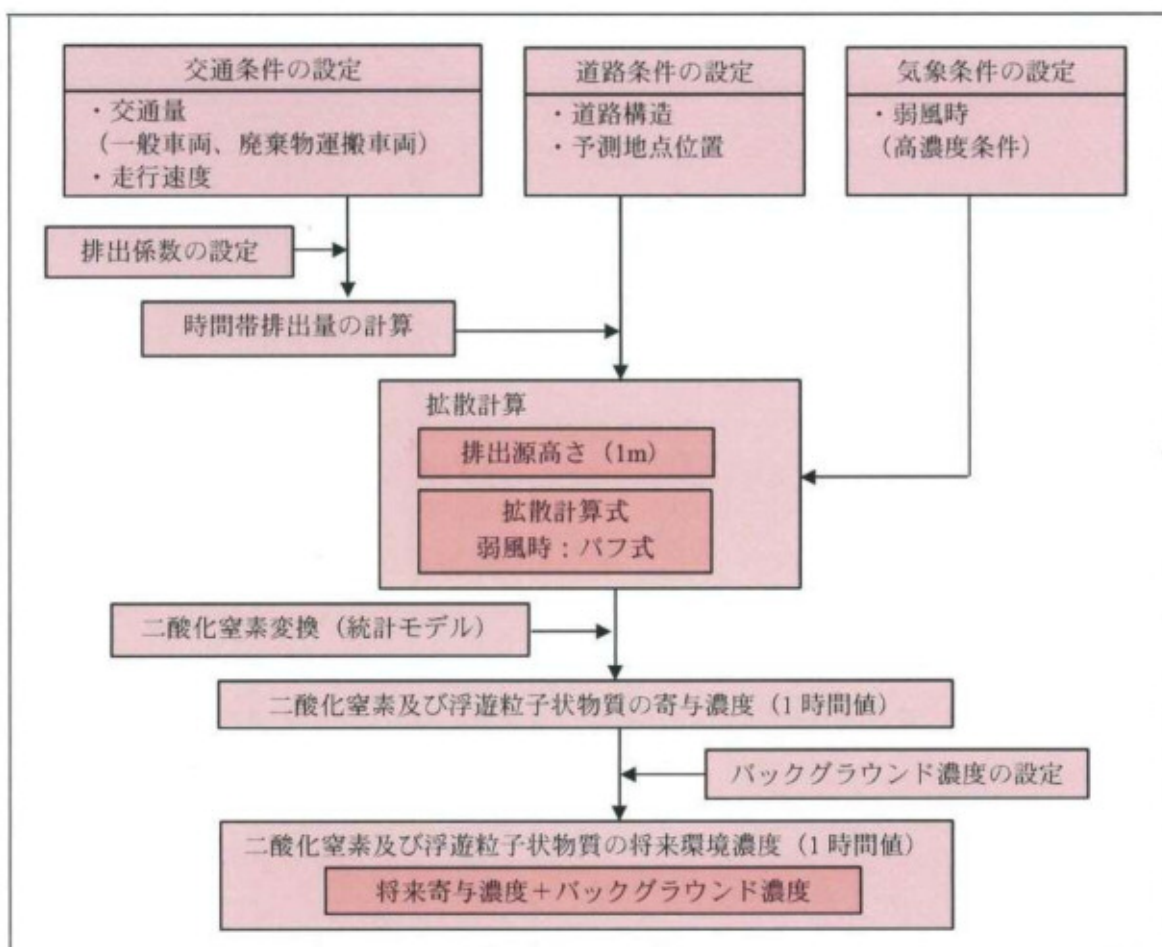


図4-1-8 廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の予測手順

b. 計算式

(a) 拡散計算式（パフ式）

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2} \cdot \alpha^2 \cdot \gamma} \cdot \left[\frac{1 - \exp\left(-\frac{l}{t_0^2}\right)}{2 \cdot l} + \frac{1 - \exp\left(-\frac{m}{t_0^2}\right)}{2 \cdot m} \right]$$

$$l = \frac{1}{2} \left[\frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z - H)^2}{\gamma^2} \right], \quad m = \frac{1}{2} \left[\frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z + H)^2}{\gamma^2} \right]$$

[記号]

- $C(x, y, z)$: (x, y, z)地点における予測濃度 (ppm 又は mg/m³)
 Q : 点煙源の汚染物質排出量 (ml/s 又は mg/s)
 H : 排出源の高さ (m)
 x : 予測点の風下距離 (m)
 y : x軸に直角な水平距離 (m)
 z : x軸に直角な鉛直距離 (m)
 t_0 : 初期拡散幅に相当する時間 (s) ($t_0 = W/2\alpha$)
 W : 車道幅員 (m)
 α, γ : 拡散幅に関する係数 (m/s)
 $\alpha = 0.3$
 $\gamma = 0.18$ (昼間: 7~19時)
 $\gamma = 0.09$ (夜間: 19~7時)

(b) 時間別平均排出量の算出

$$Q_t = V_w \times \frac{1}{3600} \times \frac{1}{1000} \times \sum_{i=1}^2 (N_{it} \times E_i)$$

[記号]

- Q_t : 時間別平均排出量 (ml/m³・s 又は mg/m³・s)
 E_i : 車種別排出係数 (g/km³・台)
 N_{it} : 車種別時間別交通量 (台/h)
 V_w : 換算係数 (ml/g 又は mg/g)
 (窒素酸化物: 20℃、1気圧=523ml/g、浮遊粒子状物質: 1000mg/g)

(c) 窒素酸化物から二酸化窒素への変換

$$[\text{NO}_2]_R = 0.0714 [\text{NO}_x]_R^{0.438} (1 - [\text{NO}_x]_{BG} / [\text{NO}_x]_T)^{0.801}$$

[記号]

- $[\text{NO}_x]_R$: 窒素酸化物の対象道路の寄与濃度 (ppm)
 $[\text{NO}_2]_R$: 二酸化窒素の対象道路の寄与濃度 (ppm)
 $[\text{NO}_x]_{BG}$: 窒素酸化物のバックグラウンド濃度 (ppm) (=0.133ppm)
 $[\text{NO}_x]_T$: 窒素酸化物のバックグラウンド濃度と対象道路の寄与濃度の合計値 (ppm)
 ($[\text{NO}_x]_T = [\text{NO}_x]_R + [\text{NO}_x]_{BG}$)

注: 窒素酸化物のバックグラウンド濃度は、一般環境大気測定局 (大府小学校) における平成 26 年度の窒素酸化物の 1 時間値の最高値を用いた。

c. 予測条件

(a) 交通量

予測地点における将来交通量は、表 4-1-31 のとおりである。

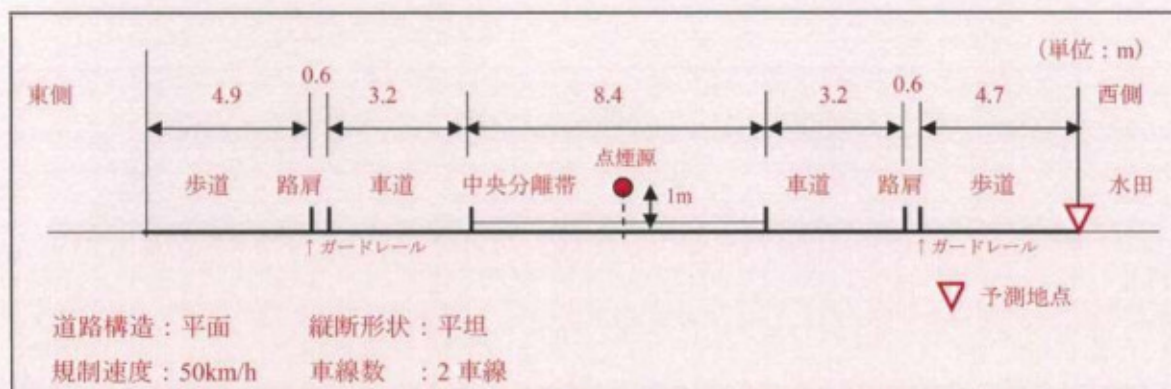
表 4-1-31 予測地点における将来交通量

予測地点	路線名	車種	1時間値予測ピーク時間台数(台/時間)		合計 C=A+B
			一般車両 A	廃棄物運搬車両 B	
大府市横根町地内	一般国道 366 号	小型車	248	0	248
		大型車	107	30	137
		合計	355	30	385

- 注：1. 1時間値予測ピーク時間台数は、時間帯ごとの排出量が最大となった13～14時の1時間の往復交通量を示す。
2. 一般車両には現状の廃棄物運搬車両を含む。小型車の交通量には、二輪車を含む。

(b) 道路構造

予測地点における道路断面構造は、図 4-1-9 のとおりである。



注：道路断面構造は、「東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」（東部知多衛生組合、平成 26 年）における同予測地点の調査結果を引用した。

図 4-1-9 予測地点の道路断面構造

(c) 大気汚染物質の排出量

廃棄物運搬車両及び一般車両から排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質の排出量は、将来交通量に表 4-1-32 示す「国土技術政策総合研究所資料 No.671 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（国土交通省、平成 24 年）の車種別排出係数を乗じることにより算出した。

なお、排出量の算定に当たっては、走行速度は規制速度である 50km/h とした。

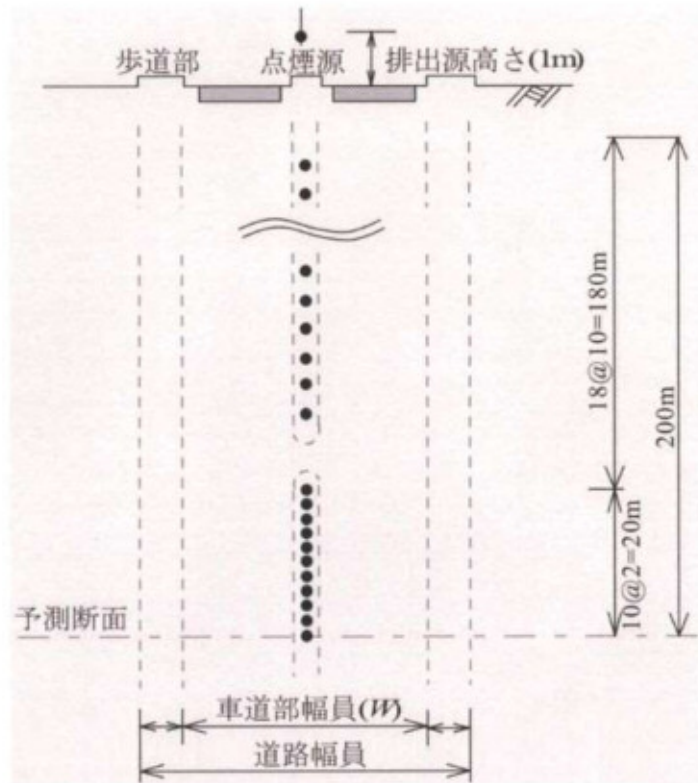
表 4-1-32 車種別排出係数（平成 33 年）

排出物質	走行速度	(単位: g/km・台)	
		大型車	小型車
窒素酸化物	50km/h	0.608	0.045
浮遊粒子状物質	50km/h	0.011936	0.000554

「国土技術政策総合研究所資料 No. 671 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（国土交通省、平成 24 年）より作成

(d) 排出源の位置

点煙源の配置は、図 4-1-10 に示すとおり、予測断面の前後 20m の区間では 2m 間隔、その両側それぞれ 180m の区間では 10m 間隔とし、路面からの高さは 1m とした。



〔「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所、平成 25 年）より作成〕

図 4-1-10 点煙源の配置

(e) 気象条件

気象条件は、道路端で最も高濃度となる弱風時とした。

d 予測結果

① 窒素酸化物

廃棄物運搬車両の走行に伴う窒素酸化物（二酸化窒素に変換）濃度の 1 時間値の予測結果は、表 4-1-33 のとおりである。

予測地点における廃棄物運搬車両の寄与濃度は 0.00002 ppm であり、これにバックグラウンド濃度（一般車両寄与濃度+環境濃度）を加えた将来予測濃度は 0.06815 ppm、寄与率は 0.03 % である。

表 4-1-33 廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素濃度の予測結果

予測地点	廃棄物運搬車両 寄与濃度 (ppm) A	バックグラウンド濃度		将来予測 濃度 (ppm) D=A+B+C	寄与率 (%) A/D	評価指標 (短期暴露指針)
		一般車両 寄与濃度 (ppm) B	環境濃度 (ppm) C			
大府市 横根町地内	0.00002	0.00013	0.068	0.06815	0.03	0.1~0.2ppm 以下

注：バックグラウンド濃度の環境濃度は、一般環境大気測定局（大府小学校）における平成 26 年度の二酸化窒素の 1 時間値の最高値を用いた。

② 浮遊粒子状物質

廃棄物運搬車両の走行に伴う浮遊粒子状物質濃度の 1 時間値の予測結果は、表 4-1-34 のとおりである。

予測地点における廃棄物運搬車両の寄与濃度は 0.00001 mg/m³ であり、これにバックグラウンド濃度（一般車両寄与濃度+環境濃度）を加えた将来予測濃度は 0.13007 mg/m³、寄与率は 0.01 % である。

表 4-1-34 廃棄物運搬車両の走行に伴う浮遊粒子状物質濃度の予測結果

予測地点	廃棄物運搬車両 寄与濃度 (mg/m ³) A	バックグラウンド濃度		将来予測 濃度 (mg/m ³) D=A+B+C	寄与率 (%) A/D	評価指標 (環境基準)
		一般車両 寄与濃度 (mg/m ³) B	環境濃度 (mg/m ³) C			
大府市 横根町地内	0.00001	0.00006	0.130	0.13007	0.01	0.20mg/m ³ 以下

注：バックグラウンド濃度の環境濃度は、一般環境大気測定局の大府小学校における平成 26 年度の浮遊粒子状物質の 1 時間値の最高値を用いた。

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

a 影響の回避または低減

煙突排ガスの排出、施設の稼働（破碎施設、選別施設）及び廃棄物運搬車両の走行による大気質への影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて検討した。

b 生活環境の保全上の目標との整合性

環境影響の予測結果を踏まえて、環境保全に関する目標との整合性について検討した。

① 煙突排ガスの排出

煙突排ガスの排出による大気質の予測結果と表 4-1-35 に示す評価基準を比較することにより行った。

なお、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、年平均値の予測結果を環境基準と比較するために、東浦町役場、刈谷市寿町及び大府市役所の平成 21～25 年度の測定結果より日平均値の年間 2% 除外値もしくは年間 98% 値に換算した。

換算式は以下のとおりである。

$$\text{二酸化硫黄} \quad : y = 2.5x$$

$$\text{二酸化窒素} \quad : y = 1.3710x + 0.0130$$

$$\text{浮遊粒子状物質} \quad : y = 0.9237x + 0.0328$$

〔記号〕

x : 年平均値 (ppm 又は mg/m³)

y : 日平均値の年間 2% 除外値又は日平均値の年間 98% 値 (ppm 又は mg/m³)

表 4-1-35 煙突排ガスの評価基準

予測項目		評価基準 (環境基準等)	摘要
二酸化硫黄	年平均値	日平均値の年間 2% 除外値が 0.04ppm 以下	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環大企第 143 号)
	1 時間値	0.1ppm 以下	
二酸化窒素	年平均値	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下	「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和 53 年環大企第 262 号) 「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」(昭和 53 年 3 月、中央公害対策審議会答申)
	1 時間値	0.1～0.2ppm 以下	
浮遊粒子状物質	年平均値	日平均値の年間 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環大企第 143 号)
	1 時間値	0.20mg/m ³ 以下	
ダイオキシン類	年平均値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)
塩化水素	1 時間値	0.02ppm 以下	「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和 52 年環大規第 136 号)

② 施設の稼働（破碎施設、選別施設）

施設の稼働（破碎施設、選別施設）に伴う粉じんの予測結果と表 4-1-36 に示す環境保全目標を比較することにより行った。

表 4-1-36 施設の稼働（破碎施設、選別施設）の環境保全目標

予測項目	環境保全目標
粉じん	事業予定地周辺における生活環境の保全に支障のないこと。

③ 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行による大気質の予測結果と表 4-1-37 に示す評価基準を比較することにより行った。

表 4-1-37 廃棄物運搬車両の走行の評価基準

予測項目	評価基準 (環境基準等)	摘 要
二酸化窒素	1 時間値 0.1~0.2ppm 以下	「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和 53 年 3 月、中央公害対策審議会答申）
浮遊粒子状物質	1 時間値 0.20mg/m ³ 以下	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環大企第 143 号）

イ 影響の分析結果

a 煙突排ガスの排出

① 影響の回避または低減

煙突排ガスの排出による大気質への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・高温燃焼によりダイオキシン類等の有害物質を分解するとともに、ろ過式集じん器等により排ガス処理を行う。
- ・排ガスの排出基準は法令より厳しい自主基準値を定め、これを遵守する。
- ・排ガス（有害物質等）や燃焼温度の連続測定を実施し、常時監視する。
- ・設備の性能維持のため適宜点検を実施し、適切な運転管理に努める。

これらの措置を講じることにより、煙突排ガスのバックグラウンド濃度に対する寄与はすべての物質において十分に小さいことから、周辺の大気質へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

煙突排ガスの排出による大気質の予測結果について、評価基準と比較した結果は表 4-1-38 及び表 4-1-39 のとおりである。予測結果はすべての項目で評価基準を下回っていることから、大気質の環境保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

表 4-1-38 煙突排ガスによる最大着地濃度地点における大気質の評価（長期平均濃度）

予測項目	将来予測濃度		評価基準 (環境基準等)	整合性
	年平均値	日平均値の年間2%除外値又は年間98%値		
二酸化硫黄 (ppm)	0.00315	0.00788	日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下	○
二酸化窒素 (ppm)	0.01509	0.03369	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下	○
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.02510	0.05598	日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	○
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.03126	—	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	○

注：整合性の○は、評価基準を下回ることを示す。

表 4-1-39 煙突排ガスによる最大着地濃度地点における大気質の評価（短期平均濃度）

条件	予測項目	将来予測濃度	評価基準 (環境基準等)	整合性
大気安定度 不安定時	二酸化硫黄 (ppm)	0.01301	0.1ppm以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.06361	0.1~0.2ppm以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.09710	0.20mg/m ³ 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.01002	0.02ppm以下	○
上層逆転 (リッド) 発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.01649	0.1ppm以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.06560	0.1~0.2ppm以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.09952	0.20mg/m ³ 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.01910	0.02ppm以下	○
接地逆転層 崩壊時	二酸化硫黄 (ppm)	0.01609	0.1ppm以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.06522	0.1~0.2ppm以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.09925	0.20mg/m ³ 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.01830	0.02ppm以下	○
ダウンウォッシュ・ ウンドラフト 発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.01264	0.1ppm以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.06313	0.1~0.2ppm以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.09684	0.20mg/m ³ 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.00903	0.02ppm以下	○

注：整合性の○は評価基準を下回ることを示す。

b 施設の稼働（破碎施設、選別施設）

① 影響の回避または低減

施設の稼働（破碎施設、選別施設）に伴う粉じんの影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・破碎施設、選別施設の粉じん発生箇所は、すべて建屋内へ収納する。
- ・破碎作業は建屋内で実施し、粉じんの飛散を防止する。

これらの措置を講じることにより、施設の稼働（破碎施設、選別施設）に伴う粉じんの飛散は少ないことから、周辺の大気質へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

施設の稼働（破碎施設、選別施設）に伴い粉じんの発生が考えられる風速 5.5m/s（ビューフォート風力階級 4）以上の出現頻度は 14.0%と少ない。また、施設の稼働（破碎施設、選別施設）に伴う粉じんの周辺の大気質へ与える影響は、実施可能な環境保全措置を講じることにより小さいと考えられることから、生活環境の保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

c 廃棄物運搬車両の走行

① 影響の回避または低減

廃棄物運搬車両の走行による大気質への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・廃棄物の運搬に当たっては、短時間に集中しないように努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、最新の排ガス規制適合車等の使用に努める。
- ・車両の走行に当たっては、車両の適正な維持管理、規制速度の遵守等を行う。

これらの措置を講じることにより、廃棄物運搬車両の走行による周辺の大気質へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

廃棄物運搬車両の走行による周辺の大気質の予測結果について評価基準と比較した結果は表 4-1-40 のとおりである。予測結果はすべての項目で評価基準を下回っていることから、大気質の環境保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

表 4-1-40 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質の評価（1 時間値）

予測地点	予測項目	将来予測濃度	評価基準 (環境基準等)	整合性
大府市 横根町地内	二酸化窒素 (ppm)	0.06815	0.1~0.2ppm 以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.13007	0.20mg/m ³ 以下	○

注：整合性の○は評価基準を下回ることを示す。